東洋町ハートコネクト支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、結婚について前向きに取り組む意欲ある希望者に対し、民間の結婚相談所等の専門機関（以下、「結婚相談所」という。）やインターネット等で利用されているマッチングアプリケーション（以下、「マッチングアプリ」という。）への入会等を希望する者を対象として、入会金や登録料等に掛かる経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付することにより、若い世代等の結婚に対する希望を叶えるとともに、結婚から子育てまで一貫した「切れ目ない支援」を行うことで人口の維持確保に繋げていくことを目的とする。

（助成対象者）

第２条　この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

（１）結婚に対して前向きに取り組む意欲ある２０歳以上３９歳以下の独身者

（２）結婚相談所への入会、マッチングアプリへの登録若しくはイベント開催時点において東洋町に住所を有する者であり、かつ、今後も町内に居住する意思のあること。

（３）本町住民が参加する婚活へと結び付くイベントの開催団体

（４）町税等公共料金を滞納していないこと。

（助成対象範囲）

第３条　本事業の補助対象の範囲については、次のとおりとする。

（１）入会金

（２）登録料

（３）月額会費

（４）婚活イベント参加料

（５）上記（１）から（３）に係る結婚相談所の利用に係る交通費等経費

（６）上記（４）に係る婚活イベント参加に必要となる交通費等経費

（７）町内外の団体に関係なく、本町の住民が参加し行われる婚活イベント等の開催負担金

２　前項第４号の婚活イベント参加料については、各種団体が開催する婚活イベント　　　　　を含め、１人につき１回のみの申請で、上限３，０００円とする。

３　同条第１項第５号及び第６号の経費については、１人につき年間１０，０００円を限度とする。

４　同条第１項第７号の負担金については、イベント開催に掛かった経費を参加者全員の人数で除した額（百円未満切り捨て）に本町からの参加者を乗じた額とする。ただし、１人につき５，０００円を限度とする。

５　前項の規定により団体に対し負担金として支払った場合については、当該イベントの参加者本人に対する参加料は補助しないものとする。

６　入会する結婚相談所及びマッチングアプリ（以下、「結婚相談所等」という。）については特に指定はしない。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、前条第１項第１号から第３号の経費については、結婚相談所等へ現に支払った額、若しくは、１人につき年間１２０，０００円のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東洋町ハートコネクト支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に領収書等必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

２　本要綱第３条第１項第７号の申請にあっては、事業実施前に事業計画書及び予算書、参加者名簿の提出の他、事業実施後に補助金交付申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

３　同条第１項及び第２項の規定により申請をすることができる期間は、結婚相談所等に支払をした日から起算して１年以内とする。ただし、当該年度を超えることは出来ない。

（補助金の交付決定）

第６条　町長は前条の規定により申請を受けたときは、申請書の内容及び領収書等の添付書類を確認のうえ交付の可否を決定し、交付決定としたときは速やかに申請者に対し交付決定通知書（様式第２号）により本人に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第７条　前条の規定により交付決定を受けた者は、東洋町ハートコネクト支援事業補助金交付請求書（様式第３号）により町長に補助金の交付を請求しなければならない。

２　町長は前項の規定により交付請求を受けたときは、交付請求書の内容を確認のうえ、速やかに請求者に対し補助金を交付しなければならない。

（補助金の返還）

第８条　町長は第６条により交付決定を受けた者が、偽りその他不正行為により補助金を受けた事実が判明したときは、交付した補助金を返還させることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

　　附　則（令和６年６月２４日訓令第２８号）

　この要綱は、公布の日から施行する。

　　附　則（令和７年３月２６日訓令第１４号）

　この要綱は、公布の日から施行する。